

社会保険労務士事務所リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

トピックス

- ◆ 雇用調整助成金とは
- ◆ 雇用調整助成金の特例措置、延長のご案内
- ◆ 今月の労務スケジュール

◆ 雇用調整助成金とは…

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響により営業を制限された企業の皆様が国からの支援をより理解し受けやすくなる様、年末を前に今一度振り返っていきたくと思います。

雇用調整助成金とは、新型コロナウイルス感染症により、営業時間の短縮等で事業活動の縮小を余儀なくされた場合に**従業員の雇用を守るため休業を実施する事業主に対し、休業手当などの一部を助成する**ものです。緊急事態宣言期間等、店舗の運営ができなかった飲食業や小売業、サービス業の方にとっては特に深く関わる助成金です。

出典：厚生労働省ホームページ「雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)」

雇用調整助成金の特例措置（緊急対応期間中）

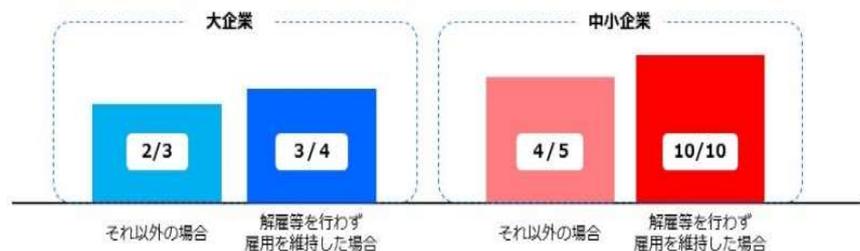
雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。

特例措置により**助成率及び上限額の引き上げ**を行っており、**1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。**

(教育訓練を実施した場合は更に、教育訓練を受けた労働者一人につき日額最大2,400円が加算されます。)

助成率

助成率は、**企業の規模や、事業主が雇用を維持したか否か**によって以下のように分かります。(最大10/10)



この特例措置は、**令和2年4月1日から12月31日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)**が対象です。

注意点

- 学生アルバイトなど、雇用保険被保険者**以外**の方に対する休業手当等も助成対象となります。(その場合、**緊急雇用安定助成金**によって助成されますが、助成の内容や申請先等は雇用調整助成金と同様です。)

緊急雇用安定助成金は、北海道を除き、**令和2年4月1日から令和2年12月31日までの期間内の休業**が対象です。

◆雇用調整助成金の特例措置が延長

当初、雇用調整助成金の特例措置は、令和2年4月1日から12月31日までの緊急対応期間内とされていましたが、この度の新型コロナ第3波による感染再拡大や労働者や経営者の要望を受け、令和3年2月末まで延長されることになりました。

雇用調整助成金の他に、パートやアルバイトなど雇用保険に加入していない労働者が対象となる助成金「緊急雇用安定助成金」、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についても令和3年2月末までの延長となりましたのでご注意ください。

一時期トラブルで停止していたオンライン申請も8月下旬から再開しており、賃金台帳や出勤簿のPDF化が可能であれば簡単で、24時間申請可能となっておりますのでオンライン申請をお勧めしています。3月以降の延長は今後の状況により今のところ見通しは立っていませんが、厚生労働省によると、感染防止策と社会経済活動の両立が図られる中で、休業者数・失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、雇用調整助成金の特例措置等は、段階的に縮減を行っていく方向のようです。

書類提出の際に不備不足があるとその分支給されるまでに時間がかかってしまいます。基本的なことですが、提出の際は十分ご確認の上、申請されますことをご案内いたします。

出典:厚生労働省 HP「雇用調整助成金の特例措置等を延長します」

社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34
-13第一貝塚ビル302号
TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaikan-rikenkyujo.jp>

◆1月の労務スケジュール

- ～1/31 12月分社会保険料納付
- ～1/10 12月分源泉徴収税額及び住民税額の納付
- ～1/31 給与支払報告書の提出
- ・ 給与 年末調整事務
- ・ 給与 賞与計算

◆1月施行の法改正

- ☆ 育児・介護休業法関連施行規則等の改正
(子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得開始)



編集担当: 會田
編集責任者: 勝山